

## 2019年度雑草生態及び除草剤試験に関する研修会開催報告

公益財団法人日本植物調節剤研究協会  
総務部 企画課

除草剤の使用にあたっては使用基準の遵守が義務付けられ、使用者には適正な使用が要求されています。このため、除草剤試験は新除草剤の使用方法を検討するだけでなく、その使用基準を作成する目的もあり、極めて厳正に実施される必要があります。

そこで当協会では、除草剤試験の適正実施に向け、雑草の生態と防除、除草剤の特性や使用方法、農薬登録制度及び具体的な試験方法と試験結果のとりまとめなどについて学ぶことにより、除草剤の適正使用に関する基礎的な知見を深め、使用基準作成のための効果・薬害の評価方法を習得することを目的とした標記研修会を、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センターとの共催により、隔年で開催しています。

今年度の研修会は、2019年8月27日午後と28日午前の講義を農研機構 第1研究本館の大会議室（茨城県つくば市）にて、28日午後の実地研修を当協会の研究所（茨城県牛久市）にて実施し、府県関係者31名、農薬会社関係者30名、農研機構関係者9名ほか、計97名の参加のもと開催いたしました。

1日目の講義（写真-1）では、初めに農研機構中央農業研究センターの内野 彰氏より「水稻栽培と雑草生態」として、雑草防除における除草剤の役割、水稻栽培における除草体系、一発剤に含まれる除草成分、除草剤抵抗性とその対策、除草剤の有効な使用方法、直播栽培の除草剤、特殊雑草を防除するための除草剤、雑草の実用上の区分、近年問題となっている雑草（雑草イネ対策含む）について、農研機構農業環境変動研究センターの小林浩幸氏より「畑作物栽培、樹園地管理と雑草生態及びその防除」として、雑草の特性、雑草の生活史特性と管理のポイント、雑草植生の変化、雑草防除情報の活用について、植調協会研究所千葉支所の橋本支所長より「除草剤の基礎」として、除草剤

の使用場面、種類・分類、選択性、処理方法、作用について、さらに農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の平山利隆氏より「農薬の登録制度について」として、農薬取締法、農薬の登録制度、農薬の安全確保の監視についての講義を行われました。

1日目の講義終了後には、筑波産学連携支援センター食堂にて情報交換会が行われました。講義中に質問できなかつた点などを講師の方々に説明していただきたり、参加者同士の交流を深めたりと、各自、有意義な時間を過ごしていただけたものと思います。

2日目の朝は、8時半から中央農業研究センターの畑雑草見本園を見学しました（写真-2）。飼料畑や大豆畑などで問題となっている外来雑草（オオブタクサ、オオオナモミ、マルバアサガオ、アメリカアサガオ、マルバルコウ、ヒロハフウリンホオズキ、マルバツユクサ、カロライナツユクサなど）を中心に、実物を見たり触ったりしながら種の判別方法やそれぞれの特徴などを学びました。

見本園の見学後は、2日目の講義として、植調協会事務局の半田係長より、水稻用除草剤の試験方法とその結果のとりまとめ方についての説明が、同じく事務局の山木課長より、畑地・樹園地用除草剤試験の試験方法とその結果のとりまとめ方についての説明があり、さらに同じく事務局の田中部長より、普及関係者等への情報提供（水稻除草剤技術指標および水稻以外の分野における除草剤の効果確認表）についての説明が行われました。

その後、参加者は昼食をとったのちに貸し切りバスに乗り込み、午後の実地研修が行われる当協会の研究所へと向かいました。

研究所到着後は、3班に分かれて実施研修（写真-3、写真-4）が行われました。研修内容は、全部で14項目（作1試験コンクリートポットの見学、作物残留試験GLP施設



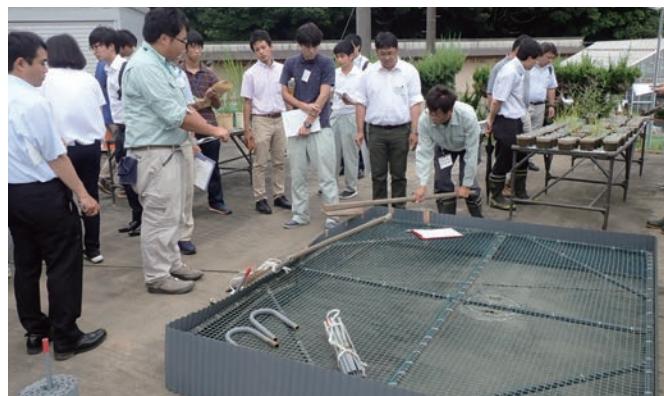
写真-1 講義の様子



写真-2 畑雑草見本園の見学



の見学、水系生態影響評価施設の見学、圃場温室の見学、永年蓄積残留試験施設の見学、水動態試験施設の見学、抑草剤を活用した法面管理の実証圃の観察、散布ノズルの違いと薬液吐出状況の違いの実演、畑雜草の幼植物の見分け方と葉齢の数え方の習得、畑地用除草剤の薬害症状の観察、水田雜草の幼植物の見分け方と葉齢の数え方の習得、水稻用除草剤の薬害症状の観察、水稻用除草剤試験区の雜草の植え方の実演、水稻用除草剤試験区設営用資材の展示）と



前回よりも増えましたが、研究所職員によって効率的な誘導・説明が行われた結果、参加された方々の理解は十分に深まつたものと思われます。

なお、この研修会につきましては、今後も隔年で開催する予定です。都道府県で除草剤試験を担当されることになった方や農業会社で除草剤試験に携わることになった方などのご参加をお待ちしております。

#### 統計データから

### 2018年の農林水産物・食品の輸出額（品目別）

2018年の農林水産物・食品の輸出総額は前年より12.4%増の9,068億円で、政府の2019年の1兆円突破目標に迫っている。2012年の輸出額4,497億円から倍増している。

そのうち、農産物は5,661億円で全体の62.4%を占め、林産物376億円(4.1%)、水産物3,031億円(33.4%)となっている。しかし、農産物の内訳をみると、その54.8%に当たる3,101億円が、日本酒などアルコール飲料、ソース混合調味料、清涼

飲料水など「加工食品」が占めており、タバコや緑茶など「その他」の1,051億円を合わせると、この2分野で農産物輸出の約4分の3となっている。

輸出金額の多い品目の上位をみると、第1位は「アルコール飲料」の618億円で、「ホタテ」の476億円、「真珠」346億円、「ソース混合調味料」325億円、「清涼飲料水」281億円と続き、加工食品と水産物が上位を占める。(K.O)

2018年の農林水産物・食品 輸出額(品目別) (農林水産省 食料産業局)

品 目	輸出額 (億円)	構成比 (%)	2018/2017 比(%)
<b>農林水産物</b>	<b>9,068</b>	<b>100.0</b>	<b>12.4</b>
<b>農産物</b>	<b>5,661</b>	<b>62.4</b>	<b>14.0</b>
畜産品 (食肉、酪農品、鶏卵、牛・豚等の皮)	659	7.3	5.4
穀物等 (小麦粉、米等)	426	4.7	16.0
野菜・果実等 (青果物、果汁、野菜・果実の缶詰等)	423	4.7	15.5
加工食品 (アルコール飲料、調味料、清涼飲料水、菓子等)	3,101	34.2	17.7
その他農産品 (たばこ、播種用の種、花き、茶等)	1,051	11.6	8.2
<b>林産物 (丸太、製材、合板等)</b>	<b>376</b>	<b>4.1</b>	<b>6.0</b>
<b>水産物</b>	<b>3,031</b>	<b>33.4</b>	<b>10.2</b>
水産物(調整品除く) (生鮮魚介類、真珠8天然・養殖等)	2,267	25.0	10.5
水産調整品 (水産缶詰、練り製品等)	764	8.4	9.5